

ID: 856

担当部署: 健康推進課

処分の概要	予防接種の実費の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日